

みどり青申

第97号



一般社団法人
みどり青色申告会

会長 津本 晃

〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17

TEL 045-989-5011

FAX 045-989-5022

予約TEL 050-3719-5607

e-mail: midori-airo@nifty.com

ホームページ: 'みどり青色' で検索

編集 広報委員会



あおいろくん

11月号のトピックは...

- 年末調整相談会開催(様式の記載例)
- 決算準備・消費税準備/決算相談会開催

- 消費税の確定申告が必要か決算書等を再確認!
- 今後の相談会などのスケジュール
- 日帰りバス旅行報告

給与を支払って
いる方へ

年末調整相談会開催

専従者や従業員に対して給与・賞与の支払いをする事業主の方は
年末調整を行い、源泉所得税及び復興特別所得税を納めなくてはなりません。

相談期間: 令和5年 12月4日(月)～令和6年 1月15日(月)まで

※年間の給与額が確定している方は、予約のうえ、年内の早い時期にご来所ください。

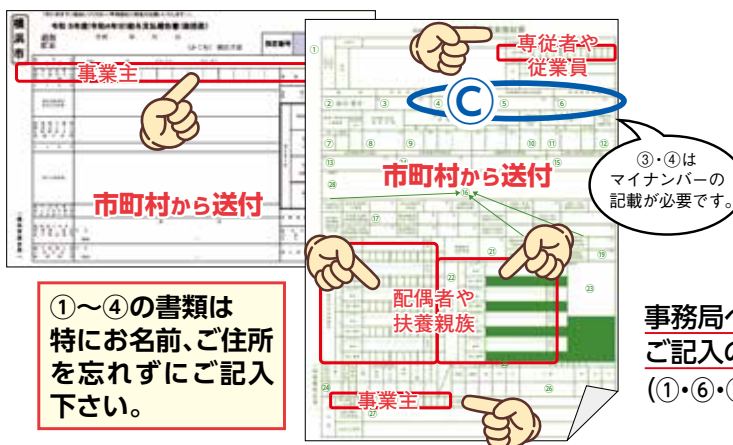
相談時間: 9時、9時半、10時、10時半、11時、11時半、13時、13時半、14時、14時半、15時、15時半
1枠25分間 但し、従業員が3名以上または、2名で2名とも源泉徴収がある場合は最大2枠(50分)

- ① 令和5年分所得税源泉徴収簿 ② 源泉所得税及び復興特別所得税の納付書



⚠ 税額0円でも納付書は提出

- ③ 給与支払報告書(総括表) ④ 給与支払報告書(個人別明細書)



①～④の書類は
特にお名前、ご住所
を忘れずにご記入
下さい。

予約TEL
予約方法: 050-3719-5607

予約サイト
<https://midori-airo.revn.jp/>



- ⑤ 事業主の本人確認書類
(マイナンバーカードか免許証+通知カードなどのコピー)

控除を受けるために必要な書類

- ⑥ 令和5年分・令和6年分扶養控除等(異動)申告書

- ⑦ 基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書

- ⑧ 保険料控除申告書

- ⑨ ⑧の各種控除証明書
(生命保険料、地震保険料等)

事務局へご相談の際には上記①～⑨の書類等をご記入のうえ、お持ちください。

(①・⑥・⑦・⑧は、当会HPよりダウンロードも出来ます。)

ABCの記載例は次ページへ▶

前ページ A B C の記載例：月8万円、年間96万円の給与

① 令和5年分基礎控除・配偶者控除等・所得金額調整控除申告書

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

事業主 緑 (フリガナ) ヤマカワ タロウ 専従者や従業員の名前・住所
 給与の支払者の名称(フリガナ) 青色商店
 給与の支払者の法人番号 横濱市青葉区〇〇〇〇
 あなたの住所(フリガナ) 横濱市緑区〇〇〇〇
 あなたの氏名 山川 太郎

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

記載例や書き方の動画などを確認できます。

手順は前年と同様です。

「基礎控除」、
「配偶者控除・配偶者特別控除」、
「所得金額調整控除」の適用を受けるには、従業員の方から、該当箇所を記入した①の提出を受けておく必要があります。

② 源泉徴収簿

区	分	額
給料・手当等	①	960,000
賞与	④	960,000
給与所得	⑦	960,000
給与所得控除額	⑧	410,000
所得金額	⑨	0
給与所得控除後の給与等の金額	⑩	410,000
社会保険料等からの控除分	⑫	
控除額	⑬	
生命保険料の控除額	⑮	
地震保険料の控除額	⑯	
配偶者(特別)控除額	⑰	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑱	480,000
基礎控除額	⑲	480,000
所得控除額の合計額	⑳	480,000
差引課税所得金額	㉑	0

③ 給与支払報告書

給与支払報告書(個人別明細書)

住所 横濱市緑区〇〇〇〇

(フリガナ) ヤマカワ タロウ
 氏名 山川 太郎

給与・賞与 960,000 410,000 ☆480,000

Aflac アフラック

＜一般社団法人みどり青色申告会担当＞
 がん・医療福利厚生制度 募集代理店

株式会社 マイペース

お問い合わせはこちらから! →

0120-788-766

〒226-0011 横濱市緑区中山1-27-6 シロタ中山ビル2F
 TEL 045-938-6070 FAX 045-938-6072
 URL https://mypace.co.jp/ E-mail sales@mypace.co.jp

株全国儀式サービス 24時間365日 電話1本 相談無料

3つの終活サービス

①「葬儀支援サービス」
 万一の際に、全国共通の葬儀基本セットを安価で提供。
 ☎0120-421-493

②「家族のための生前整理・遺品整理」
 ご家族に代わって、お部屋の片付けのお手伝い。
 ☎0120-204-122

③「家族のための相続手続」(NCPグループ)
 不動産・預貯金などの名義変更はお任せください!
 ☎0120-204-122

決算準備・消費税準備相談会

お急ぎください!!

最終期限

令和5年
11月30日(木)まで

※土日祝祭日を除く

- 消費税申告に向けた帳簿付け
- 手書きの複式簿記で試算表が合わない
- 今年会計ソフトを初めて使用している
- 減価償却資産を購入した
- 不動産所得で入居者の入退去があったなどの相談会です



決算相談会

相談期間

令和5年
12月4日(月)~
令和6年
1月24日(水)まで

※土日祝祭日、年末年始休暇(12/28~1/3)を除く

- 決算整理の帳簿上の処理
- 年末の前払いや未払いの経費の取扱い
- 棚卸しの仕方
- 確定申告当日の持ち物確認などの相談会です



確定申告当日は一度の来所で終了するようご準備ください。
期間中の2回目以降の相談、期限間際の相談は有料です。

予約 TEL **050-3719-5607**

メール登録や変更の手続きがお済みでない方 ▶



予約 サイト <https://midori-airo.revn.jp/>



パスワードを忘れてしまった方 ▶



横浜市からのお知らせ

給与支払報告書や償却資産申告書は **eLTAX**で電子提出をご利用ください!

【提出期限】令和6年1月31日(水)です!

※早期提出にご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

■給与支払報告書について
横浜市特別徴収センター
(財政局法人課税課)
TEL: 045-671-4471



横浜市 給与支払報告書

検索

■償却資産申告書について
横浜市償却資産センター
(財政局償却資産課)
TEL: 045-671-4384



横浜市 償却資産センター

検索

税を考える週間

11月11日(土)~17日(金)

国税庁では、毎年11月11日~17日を「税を考える週間」として、様々な広報・広聴活動を行っています。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマといたしまして、国民各層・納税者の皆様に日常生活と税の関わりを理解してもらうことにより、納税意識の向上を図ることとしています。



(国税庁 HP)

詳しくは、QRコードを読み取りください。または「税を考える週間」を検索ください。



Panasonic Homes

繰り返し襲う地震に耐え、建てる人も住む人も安心。
制震重鉄ハイブリット構造を採用

賃貸住宅も「マンション」の時代
3階建て賃貸マンション

Vieuno LUGALO

誕生!

予約制・無料個別相談会開催!
同封チラシをチェック!

美しさが長続きの光触媒タイル採用!

安心 安全

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

制度の特長

1 経営者のための **退職金制度**

廃業後の生活資金をあらかじめ準備しておく共済制度。

2 掛金は **全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除。

3 受取時も **税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」。

退職金の準備も中小機構がお手伝いします

共済相談室 TEL 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00~17:00

チャットなら24時間いつでも質問!

Be a Great Small 中小機構

小規模共済

検索



消費税の確定申告が必要か、決算書や譲渡の内容を再確認！

◎令和5年分の申告・納税が必要な方

①～④のいずれかに該当する場合 [令和5年分の売上高を問わず申告・納税の義務があります。]

- ① 令和5年からインボイス発行事業者に登録した場合。
- ② 令和3年分の課税売上高が1,000万円を超えた場合。
- ③ 「消費税課税事業者選択届出書」を提出している場合。
- ④ その他〔「相続があった場合の納税義務の免除の特例」〔みなし登録期間〕の適用がある場合〕

◎事業用資産、賃貸用資産の譲渡の取扱い

消費税は、販売用の商品だけでなく事業用、賃貸用に使用していた建物や機械、車両等の譲渡（売却や下取り）についても課税されますので、それらも課税売上高に含めて考えます。

◎令和5年分の計算方法と申告納付期限

一般課税と簡易課税、2割特例の3通りの方法があります。申告期限：令和6年4月1日（月）まで

◎「簡易課税制度選択届出書」

簡易課税制度の適用には、届出書をあらかじめ期限内に税務署に提出しておく必要があります。

※簡易課税を一度選択すると、適用から2年間は取りやめることができません。

※簡易課税を選択した場合においても、前々年分の課税売上高が5,000万円を超えたときは、適用できません。

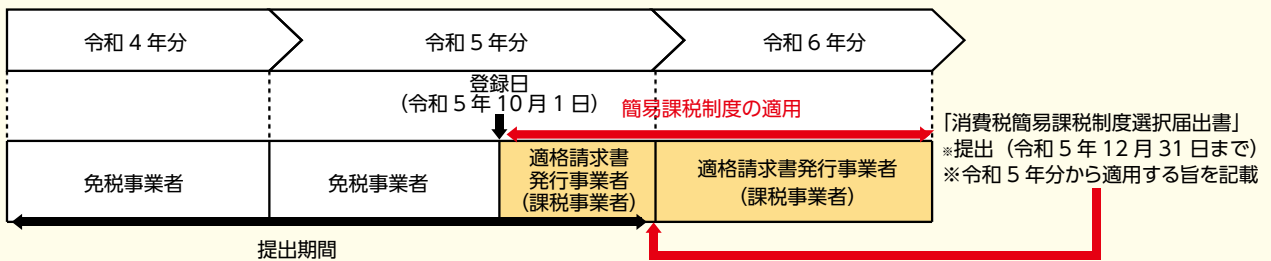
原則

簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで

→ 例：令和6年分から適用を受ける場合、令和5年12月31日まで

特例① インボイス登録に伴い令和5年に免税事業者から課税事業者になる場合

→ **令和5年12月31日(日)まで**



特例② 「2割特例」後に簡易課税制度を選択する場合

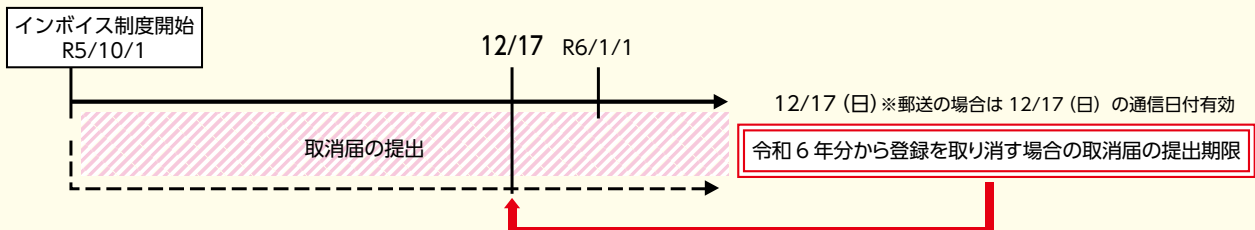
→ **2割特例を適用した年の翌年12月31日(日)まで**

令和6年分が2割特例の対象とならない場合は、インボイス対応の事務負担などを考慮し、早めに簡易課税制度の適用を検討しておきましょう。(2割特例はその年により適用の可否判定) 判定手順は同封の「セルフチェック」、「制度詳細」はみどり青申9月号をご参照下さい。

◎「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」

登録の取りやめには、届出書をあらかじめ期限内に税務署に提出しておく必要があります。

→ 例：令和6年分から取りやめる場合、期限は **令和5年12月17日(日)まで**



詳しくは事務局にお問い合わせください。

個人事業者を全力でサポートします!

お知り合いの方
いらっしゃいませんか?

- 近所、お知り合いの個人事業主様で記帳・決算でお悩みの方がおられましたら是非当会をご紹介ください!
- ※ ご紹介いただいた方には、粗品をプレゼントいたします。

当会のサービス内容

記帳・決算支援

- 個別記帳指導
- 決算、所得税申告サポート
- インボイス登録申請、消費税申告サポート
- e-Tax (電子申告) の手続き等のサポート
- 税務署への書類提出の代行
- 年末調整 (源泉所得税) サポート
- ブルーリターン A (青色申告会のパソコン会計ソフト) の販売と操作指導

※29,700円 (税込) 保守契約料3年分含む 令和5年現在

研修会・説明会

- 税務研修会 (税制改正など)
- 青色学校 (簿記教室) を年1回開校

情報配信

- 会報誌 (年6回) やメールで税制改正などを配信

福利厚生

- 税理士による税務相談会 (個別) の実施
- 専門家 (弁護士・社労士・不動産業等) による個別相談
- 小規模企業共済制度や各種共済のご案内
- 労働保険の加入案内
- 成人病検診の実施
- 冠婚葬祭支援サービス
- 家づくり・リフォーム支援・不動産管理 など

親睦交流

- バス研修旅行
- 異業種交流会 など



税制改正運動

国税や地方税制について、個人事業者の立場から改善を要望しています。

お知り合いの方でまだ白色申告の方はいませんか?
同じ記帳するなら特典のある青色申告にして、節税しましょう!

主な特典

- 青色申告特別控除 (最高65万円)
- 青色事業専従者給与
- 純損失の繰越控除・繰戻還付



今後の相談会などの スケジュール	令和5年						令和6年					
	11月			12月			1月			2月	3月	
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬			
決算準備・消費税準備相談会	~11月30日(木)											
ブルーリターン A 購入キャッシュバックのための記帳点検完了	上旬											
確定申告期間の予約				[WEB・来所予約]は12/4(月)から、[電話予約]は12/8(金)からスタート(詳細は同封別紙)								
年末調整相談会				12月4日(月)~1月15日(月)								
決算相談会				12月4日(月)~1月24日(水)								
所得税の確定申告期間									1月25日(木)~3月15日(金)			
消費税の確定申告期間												~4月1日(月)

会員のお店紹介

随時募集しておりますので
事務局までご連絡下さい (初回無料)



apéro(アペロ)とはaperitifの略で食前酒と言う意味です。午後のひと時、夕飯前に気軽に語らいながら昼飲みできる場所を提供しています。是非お立ち寄り下さい。



cafe bar **apéro**
カフェバーアペロ
東京都町田市成瀬台3-8-40島ビル1F
TEL 050-8884-8394
営業時間 14:00-22:00(L.o21:30)
定休日 水、木連休

10/12(木) 日帰りバス研修旅行のご報告

日本平・夢テラスの絶景と日本平ホテルランチ、「どうする家康」大河ドラマ館を巡るバスツアーを楽しみました。(44名参加)



会員特典

専門家による無料個別相談

※お申し込み、お問い合わせは事務局(TEL:050-3719-5607)まで。

税理士による税務相談 予約制 (WEB予約可)

会場 青色申告会事務所 相談時間：50分

11月10日(金)、12月7日(木)、1月10日(水)
9:30～、10:30～、11:30～

12月19日(火)、1月5日(金)
13:30～、14:30～、15:30～

※60日前受付開始

日々の記帳以外の土地・建物等の譲渡、相続や贈与、法人成、住宅借入金等特別控除(初年)等のご相談をお受けしております。

協力：東京地方税理士会緑支部

不動産に関する相談

会場 青色申告会事務所 相談時間：50分

① 自宅・事業所・賃貸物件の管理・売却、修繕・リフォーム、新築・建て替えなどの相談 予約制 (WEB予約可)

11月14日(火)、12月14日(木)

14:00～、15:00～ ※60日前受付開始

青色家づくりサポート 協力：パナソニックホームズ

② 空室、建物改善、滞納等の賃貸経営の問題、相続、土地活用などの相談 随時お申込制

協力：株式会社 市商

社会保険労務士相談 随時お申込制

労働契約や労務関係、雇用関係の助成金のご相談など、幅広く承ります。

相談時間：30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※源泉所得税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



小林社労士
(当会顧問、青年部員)

弁護士相談 随時お申込制

取引・代金トラブル、相続、交通事故、不動産関係のご相談など、幅広く承ります。
相談時間：30分間 (初回無料)

※お申込み後、相談員からの連絡で日時と場所の調整をいただきます。

※相続税のご相談は「税理士による税務相談」をご利用ください。



波戸岡弁護士
(当会顧問、青年部員)

※感染症や悪天候などのやむを得ない事情により、**急遽中止**や**電話対応**となる場合があります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご報告

◎令和5年度 第5回理事会

日時：令和5年9月1日(金) 午後5時00分～

場所：青葉台フォーラム 2階 橘桂

出席：理事21名、監事2名

議題：

報告事項 1：職務の執行状況報告

2：ブロック・委員会・部会・支部からの報告

協議事項 1：会計処理規程の変更について

2：組織体制の変更に関わる規程の変更について

3：定款変更(最終案)について

4：次年度の行事計画について

審議事項 1：副会長候補の承認について

その他

審議事項は採決により承認されました。

令和6年 当会カレンダーのお渡しについて

当会のカレンダーは、11月21日(火)以降、事務所にてお受け取りいただけます。

(数には限りがございますので、先着順でのお渡しになります。ご希望の方は平日9時～17時にご来所下さい。)



今後の予定

11月3日(金) 中山まつり、青葉区民まつり、都筑区民まつり

7日(火)・8日(水) 健康診断(ハウスクエア横浜)

11日(土) 土曜日相談会、秋のいもほり会

14日(火) 健康診断(青葉公会堂)

12月1日(金) 職員会議のため閉所

6日(水) 女性部ビーズアクセサリー教室

9日(土) 土曜日相談会

28日(木)～翌年1月3日(水) 年末年始のため閉所

令和6年

1月11日(木) 職員研修のため午後閉所

13日(土) 土曜日相談会

編・集・後・記

黄金に輝くイチョウの紅葉が見られる時期になってきましたね。実は、神奈川県と横浜市のシンボル木はどちらもイチョウ。市指定天然記念物なども身近にあるようです。お散歩にも最適な時期ですので、短い秋を楽しんでみてください。そして、気分転換の後には、確定申告の準備ですね。がんばりましょう。

広報委員 手塚 由美子